平成２９年度　第４四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：東北電力（株）東通原子力発電所

作成責任者　統括原子力運転検査官　大場　國久

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年3月2日	山本、種市	東通原子力 発電所長	平成２９年第４回保安検査の検査項目のうち、「監視機器及び測定機器の管理の実施状況（抜き打ち検査）」を確認した結果、「測定機器の校正基準からの外れ等による影響評価報告書」（以下「影響評価報告書」という。）において、保安規定第３条７．６（３）「測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。」の要求事項に対して不十分であることが確認された。 本件は、二次文書である「原子力ＱＭＳ　監視機器および測定機器の管理要領」に基づき作成された「影響評価報告書」の一部において、それまでに測定した結果の妥当性評価が適切に記載されていなかったものであり、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合において、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性の評価を適切に実施し、記録するように注意事項として指摘した。	平成30年3月2日	「測定機器の校正基準からの外れ等による影響評価報告書」の記載内容不十分については，測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合，その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性の評価結果を明確に記録するよう改善を実施する。 あわせて，上記改善点について「原子力ＱＭＳ　監視機器および測定機器の管理要領」へ反映を実施する。
2	平成30年3月2日	山本、種市	機械保修課長	平成２９年第４回保安検査の検査項目のうち、「監視機器及び測定機器の管理の実施状況（抜き打ち検査）」を確認した結果、一部の課において、測定機器の有効期限の管理及び保管管理が適切に行われていない状況が確認された。 本件について、計測機器の有効期限の管理及び保管管理を適切に実施するように気付きとして指摘した。	平成30年3月2日	本件については，測定機器の有効期限の管理および保管管理を適切に行うよう改善を実施する。 また，再発防止検討を行い，必要に応じ三次文書「工具管理手順書」の見直し，関係者への教育・周知等を行う。